

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称) マニュアルライフ・インベストメント・
マネジメント株式会社
(代表者) 代表取締役 山本 真一

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額 (2021年10月末現在)

資本金の額	1億4,050万円		
		発行可能株式の総数	8,400株
		発行済株式総数	2,027株
最近5年間の資本金の額の増減:	該当事項はありません。		

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでです。取締役会は代表取締役を選定し、代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。取締役の変更があった場合には、監督官庁に届出ます。取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。ただし、必要に応じて随時開催することができます。監査役は1名以上とし、取締役会に出席することを要します。

② 投資運用の意思決定機構

1. 商品政策会議による運用方針の決定

委託会社の設定する投資信託に関する運用方針は、投信営業部が策定し、商品政策会議において審議、承認・決定されます。商品政策会議は、代表取締役、担当する運用部長、投信営業部長、担当する営業部長、オペレーション部長、法務部長、コンプライアンス部長および関連部署の代表者により構成されています。

2. 運用部門における運用方針の策定と運用の実行

- ・商品政策会議で審議・決定された運用の基本方針に基づき、運用を実行します。
- ・ポートフォリオの状況について、運用リスク等の評価・分析を行い、ポートフォリオの状況を常に把握します。

3. リスク管理部門における管理

委託会社では、以下の検証機能を有しています。

- ・投資信託パフォーマンス・レビュー

投資信託財産の運用状況（パフォーマンス）およびその運用リスク等の評価・分析を行います。また外部運用委託先等のモニタリング結果についても同様の報告・審議を行い、適切に管理を行っています。

モニタリングの結果、運用面での改善が必要と判断される場合は、商品政策会議に諮り、対処方法を検討します。

- ・リスク管理委員会

法令、諸規則の遵守状況、投資信託約款および運用ガイドラインに基づく運用制限の遵守状況のモニタリング等の結果を報告します。

違反または留意すべき事項を発見した場合は、関連部署に対して解消・改善の指示を行い、適切な管理を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業の一部を行うことができます。

2021年10月29日現在における委託会社の運用する証券投資信託は次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数（本）	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	21	52,502
追加型株式投資信託	49	606,976
株式投資信託 合計	70	659,479
単位型公社債投資信託	4	17,196
追加型公社債投資信託	-	-
公社債投資信託 合計	4	17,196
総合計	74	676,676

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに、同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期事業年度（令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで）の財務諸表及び第18期事業年度に係る中間会計期間（令和 3年 4月 1日から令和 3年 9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
3. 当社は子会社はありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

(1) 【貸借対照表】

期別	科目	注記 番号	前事業年度 (令和 2年 3月31日現在)			当事業年度 (令和 3年 3月31日現在)		
			内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
	(資産の部)							
	I 流動資産							
	1. 現金・預金			2,079,531			2,705,534	
	2. 前払費用			26,943			20,071	
	3. 未収運用受託報酬	※ 2		548,498			870,412	
	4. 未収投資助言報酬			36,613			44,562	
	5. 未収委託者報酬			230,205			263,661	
	6. その他未収収益			252,999			143,276	
	7. その他流動資産			862			1,506	
	流動資産計			3,175,655	84.4		4,049,025	90.0
	II 固定資産							
	1. 有形固定資産			45,591			41,393	
	(1) 建物	※ 1	26,742			25,050		
	(2) 器具備品	※ 1	18,849			16,342		
	2. 無形固定資産			7,481			6,266	
	(1) ソフトウェア		7,481			6,266		
	3. 投資その他の資産			532,453			404,302	
	(1) 繰延税金資産		419,371			286,235		
	(2) 敷金		113,081			118,067		
	固定資産計			585,525	15.5		451,962	10.0
	資産合計			3,761,181	100.0		4,500,987	100.0
	(負債の部)							
	I 流動負債							
	1. 未払金			127,660			233,146	
	(1) 未払消費税等		42,752			133,654		
	(2) 未払代行手数料		84,908			99,360		
	(3) その他未払金		—			131		
	2. 未払費用	※ 2		539,989			509,070	
	3. 未払法人税等			61,006			134,699	
	4. 役員賞与引当金			21,252			22,343	
	5. 賞与引当金			118,573			140,612	
	6. 預り金			41,007			40,777	
	流動負債計			909,489	24.1		1,080,649	24.0
	II 固定負債							
	1. 賞与引当金			18,727			20,980	
	固定負債計			18,727	0.4		20,980	0.5
	負債合計			928,216	24.6		1,101,630	24.5
	(純資産の部)							
	I 株主資本							
	1. 資本金			140,500	3.7		140,500	3.1
	2. 資本剰余金			85,500			85,500	
	(1) 資本準備金		85,500		2.2	85,500		1.9
	3. 利益剰余金			2,606,964			3,173,357	
	(1) その他利益剰余金		2,606,964			3,173,357		
	(i) 繰越利益剰余金		2,606,964		69.3	3,173,357		70.5
	純資産合計			2,832,964	75.3		3,399,357	75.5
	負債・純資産合計			3,761,181	100.0		4,500,987	100.0

(2) 【損益計算書】

期別	注記 番号	前事業年度 (自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日)			当事業年度 (自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月31日)			
		内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	
I 営業収益	※1							
1. 運用受託報酬			2,214,599			2,360,939		
2. 投資助言報酬				370,745			366,377	
3. 委託者報酬				1,674,669			1,582,395	
4. その他営業収益				339,641			314,703	
営業収益計			4,599,654	100.0		4,624,415	100.0	
II 営業費用								
1. 広告宣伝費			32,982			42,981		
2. 調査費			242,782			264,997		
3. 委託費			1,139,983			990,113		
4. 支払手数料			556,208			473,860		
5. 営業雑経費			20,585			21,659		
営業費用計			1,992,543	43.3		1,793,613	38.8	
III 一般管理費	※1							
1. 給料			1,579,825			1,638,561		
(1) 役員報酬		130,544			125,491			
(2) 給料・手当		894,686			939,282			
(3) 賞与		291,145			302,287			
(4) 賞与引当金繰入額		135,381			150,870			
(5) 役員賞与引当金繰入額		21,252			23,502			
(6) その他報酬給料		10,762			988			
(7) 福利厚生費		96,052			96,139			
2. 交際費			6,752			1,607		
3. 旅費交通費			26,584			3,014		
4. 租税公課			30,476			37,008		
5. 不動産賃借料			113,201			119,348		
6. 退職給付費用			44,672			46,123		
7. 固定資産減価償却費			6,127			6,340		
8. 業務委託費			20,435			27,732		
9. 諸経費			80,355			78,454		
一般管理費計			1,908,432	41.4		1,958,191	42.3	
営業利益				698,679	15.1		872,610	18.9
IV 営業外収益								
1. 受取利息及び配当金			8			7		
2. 雑収入			1			—		
3. 為替差益			—			—		
営業外収益計			10	0.0		7	0.0	
V 営業外費用								
1. 雑損失			994			66		
2. 為替差損			9,718			9,642		
営業外費用計			10,712	0.2		9,708	0.2	
経常利益			687,976	14.9		862,909	18.7	
VI 特別損失								
1. 特別退職金			15,701			8,789		
2. 固定資産除却損			—			94		
特別損失計			15,701	0.3		8,884	0.2	
税引前当期純利益			672,275	14.6		854,024	18.5	
法人税、住民税及び 事業税			80,469	1.7		154,495	3.3	
法人税等調整額			150,615	3.2		133,136	2.9	
当期純利益			441,190	9.5		566,393	12.2	

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	140,500	85,500	85,500	2,165,774	2,165,774	2,391,774	2,391,774
当期変動額							
当期純利益				441,190	441,190	441,190	441,190
当期変動額合計	—	—	—	441,190	441,190	441,190	441,190
当期末残高	140,500	85,500	85,500	2,606,964	2,606,964	2,832,964	2,832,964

当事業年度（自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	140,500	85,500	85,500	2,606,964	2,606,964	2,832,964	2,832,964
当期変動額							
当期純利益				566,393	566,393	566,393	566,393
当期変動額合計	—	—	—	566,393	566,393	566,393	566,393
当期末残高	140,500	85,500	85,500	3,173,357	3,173,357	3,399,357	3,399,357

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 4～15年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

重要な会計上の見積り

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

286,235千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りは中期経営計画を基礎としております。

中期経営計画では、当事業年度において新型コロナウイルスの金融市場および投資家心理に及ぼす影響は限定的であったことから、順調な収益増加が見込まれると仮定してしています。

課税所得の見積りの基礎となる中期経営計画における主要な仮定は、運用残高の増加、主要顧客に対する実績報酬、並びに営業費用及び一般管理費の増加です。

2021年1～12月の運用残高の流入と流出を相殺した予想実質増加額は、過去の実績推移をもとに足元の経営環境を加味して見積もっております。また、以降の各年度における運用残高の実質増加額は、2021年1～12月の予想実質増加額と同程度と仮定して見積もっております。

ただし、解約及び償還の実績・予定等も別途考慮しております。

実績報酬は、来期以降は保守的に緩やかに減少すると見積もっております。

営業費及び一般管理費については来期以降は緩やかに増加すると見積もっております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

中期経営計画の前提となっている運用残高増加と実績報酬は、見積りの不確実性が高く金融市場による影響を受ける可能性があり、実際に生じた課税所得の時期及び金額が見積もりと異なった場合、繰延税金資産の取崩しにより当社の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

表示方法の変更

1. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (令和 2年 3月31日)		当事業年度 (令和 3年 3月31日)	
※ 1	有形固定資産の減価償却累計額 54,465千円	※ 1	有形固定資産の減価償却累計額 58,903千円
※ 2	関係会社に対する資産及び負債は次の とおりであります。 (千円)	※ 2	関係会社に対する資産及び負債は次の とおりであります。 (千円)
	未収運用受託報酬 109,608		未収運用受託報酬 104,103
	未払費用 56,323		未払費用 55,374

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日)		当事業年度 (自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月31日)	
※ 1	関係会社との取引に係るものが次のと おり含まれております。(千円)	※ 1	関係会社との取引に係るものが次のと おり含まれております。(千円)
	運用受託報酬 1,239,741		運用受託報酬 1,200,020
	給料 1,540,691		給料 1,576,212

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	2,027株	—	—	2,027株

当事業年度 (自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月31日)

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	2,027株	—	—	2,027株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は第二種金融商品取引業及び投資運用業、投資助言業並びに投資運用と投資助言のための媒介・代理業を行なっております。これらの業務を行なうために資本金及び営業収益は現金及び預金として運用しております。なお、現金及び預金の残高は潤沢にあるため、外部からの資金調達は株式の発行、借入ともに予定しておりません。またデリバティブ取引も行なっておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

金融商品の主たる残高は現金及び預金です。当社は株式その他のリスク資産を保有せず、他の項目は未収及び未払の残高です。営業債権である未収運用受託報酬は、顧客先別に信用リスクを勘案しており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有資産と分別管理されており、当該報酬は、計理上毎日の未払費用として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、信用リスクはありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

前事業年度（令和 2年 3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,079,531	2,079,531	—
(2) 未収運用受託報酬	548,498	548,498	—
(3) 未収委託者報酬	230,205	230,205	—
(4) その他未収収益	252,999	252,999	—

当事業年度（令和 3年 3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,705,534	2,705,534	—
(2) 未収運用受託報酬	870,412	870,412	—
(3) 未収委託者報酬	263,661	263,661	—
(4) 未払金	233,146	233,146	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収運用受託報酬、(3) 未収委託者報酬、(4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

	令和 2年 3月31日	令和 3年 3月31日
敷金	113,081	118,067

上記については、市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (令和 2年 3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	2,079,531	—
(2) 未収運用受託報酬	548,498	—
(3) 未収委託者報酬	230,205	—
(4) その他未収収益	252,999	—
合計	3,111,236	—

当事業年度 (令和 3年 3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	2,705,534	—
(2) 未収運用受託報酬	870,412	—
(3) 未収委託者報酬	263,661	—
(4) 未払金	233,146	—
合計	3,111,236	—

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

前事業年度 (令和 2年 3月31日)		当事業年度 (令和 3年 3月31日)	
繰延税金資産	(千円)	繰延税金資産	(千円)
税務上の繰越欠損金 (注)	226,029	税務上の繰越欠損金 (注)	79,259
未払費用	138,477	未払費用	146,766
賞与引当金	47,676	賞与引当金	49,479
未払事業税	6,137	未払事業税	9,590
その他	1,049	その他	1,139
繰延税金資産小計	419,371	繰延税金資産小計	286,235
評価性引当額	—	評価性引当額	—
繰延税金資産合計	419,371	繰延税金資産合計	286,235

(注) 税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度	(単位：千円)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	—	—	79,534	60,998	85,496	0	226,029
評価性引当金額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	79,534	60,998	85,496	0	(b) 226,029

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金226,029千円 (法定実効税率を乗じた額) について、同額の繰延税金資産を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、平成25年3月期から平成28年6月期において、平成28年7月に吸収合併した旧マニュライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社において税引前当期純損失を合計1,303百万円計上したことにより生じたものであり、中期経営計画に基づいた将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当事業年度	(単位：千円)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	—	—	—	79,259	—	—	79,259
評価性引当金額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	0	79,259	0	—	(b) 79,259

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金79,259千円（法定実効税率を乗じた額）について、同額の繰延税金資産を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、平成25年3月期から平成28年6月期において、平成28年7月に吸収合併した旧マニュライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社において税引前当期純損失を合計1,303百万円計上したことにより生じたものであり、中期経営計画に基づいた将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 (令和 2年 3月31日)		当事業年度 (令和 3年 3月31日)	
法定実効税率 (調整)	30.62%	法定実効税率 (調整)	30.62%
交際費等永久に損金に算入 されない項目	5.01%	交際費等永久に損金に算入 されない項目	3.56%
住民税均等割	0.34%	住民税均等割	0.27%
その他	△1.60%	その他	△0.77%
税効果会計適用後の法人税等 の負担率	34.37%	税効果会計適用後の法人税等 の負担率	33.68%

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月31日）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度（自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日）

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

(単位：千円)

香港	シンガポール	日本	合計
519,546	154,198	2,250,434	2,924,178

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬1,674,669千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
マニユライフ生命保険株式会社	1,273,376	資産運用業
マニユライフ・インベストメント・マネジメント(HK)リミテッド	516,616	資産運用業
適格機関投資家A	312,924	資産運用業
適格機関投資家B	244,844	資産運用業

(注) 運用受託報酬については、守秘義務によりその顧客の名称に代えて種類と顧客を区別するための記号を記載しております。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

令和元年7月29日付で、Manulife Asset Management (Hong Kong) Limitedは、Manulife Investment Management (Hong Kong) Limitedへ社名変更しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月31日）

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

(単位：千円)

香港	シンガポール	日本	合計
478,790	147,013	2,392,869	3,018,673

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬1,582,395千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
マニユライフ生命保険株式会社	1,230,411	資産運用業
マニユライフ・インベストメント・マネジメント (HK) リミテッド	475,839	資産運用業
適格機関投資家A	606,533	資産運用業
適格機関投資家C	134,781	資産運用業

(注) 運用受託報酬については、守秘義務によりその顧客の名称に代えて種類と顧客を区別する

ための記号を記載しております。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度 (自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	マニユライフ生命保険株式会社	東京都新宿区	56,400	生命保険業	(被所有) 直接 100.0	投資一任契約事務委託役員の兼務	運用受託報酬の受取	1,239,741	未収運用受託報酬	109,608
							出向者負担金等	1,651,874	未払費用等	56,323

当事業年度 (自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	マニユライフ生命保険株式会社	東京都新宿区	56,400	生命保険業	(被所有) 直接 100.0	投資一任契約事務委託役員の兼務	運用受託報酬の受取	1,200,020	未収運用受託報酬	104,103
							出向者負担金等	1,706,195	未払費用等	55,374

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度 (自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	Manulife Investment Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	(百万香港ドル) 1,672.9	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	事務代行	リエゾン報酬	95,270	その他未収収益	14,172
						再委任契約	再委託費の支払	194,791	未払費用	26,899
	Manulife Investment Management U.S. LLC	Boston, U.S.A	(千米ドル) 1.0	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	再委任契約	再委託費の支払	600,767	未払費用	267,642

当事業年度 (自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	Manulife Investment Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	(百万香港ドル) 1,926	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	事務代行	リエゾン報酬	98,928	その他未収収益	12,017
						再委任契約	再委託費の支払	187,246	未払費用	36,621
	Manulife Investment Management U.S. LLC	Boston, U.S.A	(千米ドル) 1.0	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	再委任契約	再委託費の支払	453,808	未払費用	283,062

(注) 1. 上記 (ア) ~ (イ) の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 出向者負担金については、親会社の給料基準に基づいて金額を決定しております。

(2) 運用受託報酬の受取、投資助言報酬の受取、リエゾン報酬の受取、再委託費の支払等については、一般の取引条件と同様に決定しております。

3. 令和元年5月7日付で、Manulife Asset Management U.S. LLCは、Manulife Investment Management (US) LLCへ社名変更しております。

令和元年7月29日付で、Manulife Asset Management (Hong Kong) Limitedは、Manulife Investment Management (Hong Kong) Limitedへ社名変更しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

マニユライフ生命保険株式会社 (非上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日)	当事業年度 (自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月31日)
1株当たり純資産額 1,397,614.41円	1株当たり純資産額 1,677,038.75円
1株当たり当期純利益金額 217,656.71円	1株当たり当期純利益金額 279,424.33円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日)	当事業年度 (自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月31日)
当期純利益金額 (千円)	441,190	566,393
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	441,190	566,393
普通株式の期中平均株式数 (株)	2,027	2,027

(重要な後発事象)

該当事項なし

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

第18期中間会計期間末 (令和3年9月30日現在)			
科目	注記番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
I 流動資産			
1. 現金・預金			3,327,293
2. 前払費用			24,484
3. 未収運用受託報酬			351,080
4. 未収投資助言報酬			44,539
5. 未収委託者報酬			500,173
6. 仮払消費税等	※1		70,921
7. 前払消費税等			90,304
8. その他未収収益			113,334
9. その他流動資産			814
流動資産計			4,522,947
II 固定資産			
1. 有形固定資産			39,385
(1) 建物	※2	24,204	
(2) 器具備品	※2	15,180	
2. 無形固定資産			9,460
(1) ソフトウェア		9,460	
3. 投資その他の資産			423,282
(1) 繰延税金資産		305,161	
(2) 敷金		117,921	
(3) 投資有価証券		199	
固定資産計			472,128
資産合計			4,995,075
(負債の部)			
I 流動負債			
1. 未払金			222,282
2. 未払費用			451,389
3. 未払法人税等			83,596
4. 役員賞与引当金			85,109
5. 賞与引当金			440,754
6. 仮受消費税等	※1		185,611
7. 預り金			42,169
流動負債計			1,510,913
II 固定負債			
1. 賞与引当金			39,732
固定負債計			39,732
負債合計			1,550,646
(純資産の部)			
I 株主資本			
1. 資本金			140,500
2. 資本剰余金			85,500
(1) 資本準備金		85,500	
3. 利益剰余金			3,218,429
(1) その他利益剰余金		3,218,429	
(i) 繰越利益剰余金		3,218,429	
株主資本合計			3,444,429
II 評価・換算差額等			
1. その他有価証券評価差額金			△ 0
評価・換算差額金等合計			△ 0
純資産合計			3,444,429
負債・純資産合計			4,995,075

(2) 中間損益計算書

第18期中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)			
科目	注記番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
I 営業収益			
1. 運用受託報酬			844,624
2. 投資助言報酬			206,278
3. 委託者報酬			1,156,531
4. その他営業収益			145,695
営業収益計			2,353,130
II 営業費用			
1. 広告宣伝費			37,596
2. 調査費			133,535
3. 委託費			500,166
4. 支払手数料			412,767
5. 営業雑経費			15,826
営業費用計			1,099,891
III 一般管理費			
1. 給料			965,125
(1) 役員報酬		33,305	
(2) 給料・手当		467,962	
(3) 賞与		14,452	
(4) 賞与引当金繰入額		334,421	
(5) 役員賞与引当金繰入額		66,426	
(6) 福利厚生費		48,555	
2. 交際費			357
3. 旅費交通費			622
4. 租税公課			16,452
5. 不動産賃借料			60,800
6. 退職給付費用			25,803
7. 固定資産減価償却費			3,067
8. 業務委託費			8,774
9. 諸経費			47,690
一般管理費計			1,128,694
営業利益			124,544
IV 営業外収益			
1. 受取利息			4
2. 雑収入			1
営業外収益計			5
V 営業外費用			
1. 為替差損			5,625
2. 雑損失			0
営業外費用計			5,625
経常利益			118,924
VI 特別損失			
1. 特別退職金			25,011
特別損失計			25,011
税引前中間純利益			93,912
法人税、住民税及び事業税			67,766
法人税等調整額			△ 18,926
中間純利益			45,072

(3) 中間株主資本等変動計算書

第18期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	140,500	85,500	85,500	3,173,357	3,173,357	3,399,357	—	—	3,399,357
当中間期変動額									
中間純利益	—	—	—	45,072	45,072	45,072	—	—	45,072
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	△ 0	△ 0	△ 0
当中間期変動額合計	—	—	—	45,072	45,072	45,072	△ 0	△ 0	45,072
当中間期末残高	140,500	85,500	85,500	3,218,429	3,218,429	3,444,429	△ 0	△ 0	3,444,429

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 4～15年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから運用受託報酬、投資助言報酬、委託者報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間の総資産額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、契約期間の総資産額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

※1. 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺せず、それぞれ、流動資産及び流動負債にて表示しております。

※2. 有形固定資産の減価償却累計額 60,911千円

(中間損益計算書関係)

該当事項はありません。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第18期中間会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	2,027株	—	—	2,027株

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	199	199	—

(※) 現金・預金、未収運用受託報酬、未収委託者報酬、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

時価の算定に関する会計基準の適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託については開示しておりません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

(単位：千円)

区分	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託	199	200	△0
合計		199	200	△0

(資産除去債務関係)

当中間会計期間における資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

第18期中間会計期間	
自 令和3年4月1日	
至 令和3年9月30日	
運用受託報酬	835,244
投資助言報酬	206,278
委託者報酬	1,156,531
成功報酬	9,379
その他営業収益	145,695
	<u>2,353,130</u>

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 4 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

(単位：千円)

カナダ	シンガポール	香港	米国	日本	合計
23,372	69,227	236,262	22,337	845,398	1,196,598

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬1,156,531千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
マニライフ生命保険株式会社	551,018	資産運用業
Manulife Investment Management (Hong Kong) Limited	234,775	資産運用業

(注) 委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額は、1,699,274円57銭であります。
2. 1株当たり中間純利益は、22,236円03銭であります。

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	第18期中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
中間純利益金額 (千円)	45,072
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益金額 (千円)	45,072
普通株式の期中平均株式数 (株)	2,027

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

① 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

② 訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

独立監査人の監査報告書

令和3年6月8日

マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 水永 真太郎 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社の令和3年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人

は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注 1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注 2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年11月19日

マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 水永 真太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社の令和3年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注 1) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注 2) XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

公開日 令和4年1月20日
作成基準日 令和3年11月19日

内トラストタワーN館15階
お問い合わせ先 法務・コンプライアンス本部